

第6章

市民と行政が協働する まちづくり

- 第1節 市民参画の推進
- 第2節 地域コミュニティの活性化
- 第3節 人権の尊重と男女共同参画の推進
- 第4節 時代の変化に対応した行政運営体制の構築
- 第5節 健全な財政運営の確保
- 第6節 情報・通信基盤の整備



第1節 市民参画の推進

現況と課題

自治基本条例に基づき、市民参画を原則とした市政運営を進めるため、多様な媒体により情報提供と市民の意見の把握に努めていますが、今後さらに市民が市政に参画しやすく自主的・意欲的な発言や行動が生まれやすい環境の整備や体制づくりを推進していく必要があります。

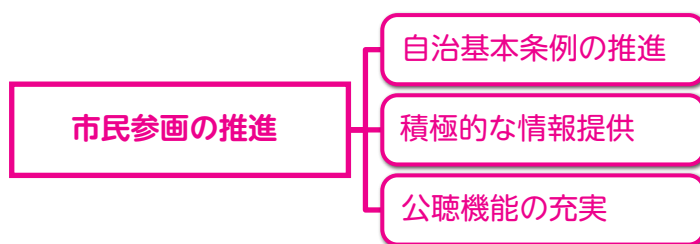
基本的方向

自治基本条例は、本市の自治の理念及び原則を明らかにする最高規範性を持つ条例であることから、引き続き、その周知に努め、市民、市議会及び市の三者が連携・協力しながら協働によるまちづくりを進めます。また、市政への更なる市民参画を促進するため、市の仕事に関する情報を積極的に分かりやすく提供し、市民との共有を図り、併せて市民の意見を聴く機会の確保に努めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
出水市自治基本条例の認知度【市民意識調査】	46.6%	50%
広報紙や市のホームページ等を利用した情報提供の満足度【市民意識調査】	41.2%	50%

施策の体系



施策の概要

1 自治基本条例の推進

市民、市議会及び市の三者が情報の共有、市民参画、協働の原則に基づき、本市の自治を一層推進するため、自治基本条例の趣旨の周知に努めます。

あわせて、自治基本条例を実効性のあるものとするため、目的の達成状況や社会情勢の変化に応じて検討を行い、必要な条例改正等を行います。

2 積極的な情報提供

情報公開制度が市民にとって更に利用しやすい制度になるよう、制度面及び運用面の充

実を図ります。

必要な情報を適切な時期に分かりやすく提供するため広報紙、ホームページ、SNS等をはじめとした広報手段と内容の充実に努めます。

3 公聴機能の充実

市民が審議会委員等の公募制度やパブリックコメント制度など市の施策や計画策定等に参画できる機会の充実に努めます。また、郵便、インターネット、直接対話など多くの手段で意見、要望、提案等が市に伝えられるよう、分かりやすく活用しやすい公聴制度を目指します。

市民の役割

市政運営に関心を持ち、自分たちのまちは自分たちでつくるという考えの下、提案や提言等を行うなど、市政への積極的な参画に努めます。

第2節 地域コミュニティの活性化

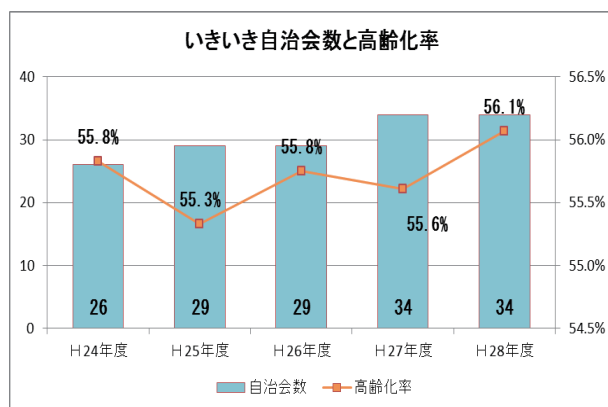
現況と課題

近年、市民のライフスタイルや価値観は多様化しており、地域活動への参加意識の低下とともに自治会加入者及び地域活動への参加者が減少しているほか、人口減少や少子高齢化の進行により、自治会のリーダーとなる担い手も不足しています。特に一部の地域では、自治会の機能を維持することが難しくなっています。

また、高齢者等の見守りや災害に備えるため、自治会や地域で共助の仕組みづくりをすることが課題となっています。

このような中、米ノ津東地区と大川内地区においては、コミュニティ協議会が中心となって、単独の自治会だけでは解決できない地域課題を異なる世代間の対話や団体との連携により解決を図る地域活性化の取組が始まりました。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域社会実現のため、様々な世代の住民、NPO法人、ボランティア団体等、多様な主体が連携・協力して課題解決に当たる共生・協働の地域社会の形成が求められています。



資料：総務課

基本的方向

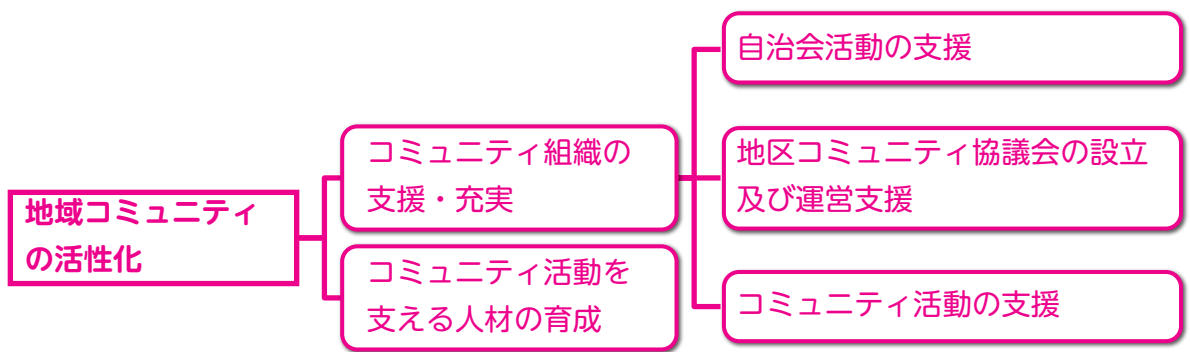
地域コミュニティ^(※)の中核である自治会、むらづくり委員会、地区コミュニティ協議会、NPO法人、ボランティア団体等の自主的な地域課題解決の取組を支援します。

また、自治会等地域コミュニティ活動への住民の理解と参加を促進し、リーダーとなる人材の育成と市内各地域の活動推進事例の情報提供に努めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
地域まちづくり活動への自分の参加が重要だと思う人の割合【市民意識調査】	45.2%	55%
地区コミュニティ協議会の設置	2 地区	5 地区
地域づくり活動 ^(※) の実施団体数	15 団体	20 団体

施策の体系



施策の概要

1 コミュニティ組織の支援・充実

(1) 自治会活動の支援

自治会活動に住民が積極的に参加できるよう、自治会の拠点施設及び情報伝達手段の整備並びに自治会活動の活性化を図るとともに、いきいき自治会^(※)における自治会活動維持のための取組を推進します。

また、共助の重要性や魅力的な自治会活動について、住民に情報提供し、自治会加入の促進に努めます。

(2) 地区コミュニティ協議会の設立及び運営支援

地域活性化及び地域課題解決のために、自主的・自立的に活動を行う地区コミュニティ協議会の設立、運営及び活動の充実に向けた取組と拠点施設整備を支援します。

(3) コミュニティ活動の支援

多様な地域コミュニティが互いに連携・協力し、自主的・自立的に地域の課題解決と地域活性化に取り組む活動を支援します。

あわせて、その自主的な取組が拡大するよう市内各地域に成功事例等の情報提供を行います。

2 コミュニティ活動を支える人材の育成

コミュニティ活動を担う自治会長や各地区の地域づくりに携わる方々に研修機会を提供し、地域づくりリーダーの育成に努めます。

市民の役割

地域活性化に関心を持ち、地域活動へ積極的に参加します。

- (※) 地域コミュニティ／地縁型の自治組織である自治会をはじめ、むらづくり委員会、地区コミュニティ協議会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人などの活動内容や目的によって人が結びつくテーマ型の組織のこと
- (※) 地域づくり活動／地区コミュニティ協議会、自治会、むらづくり委員会等が地域課題の解決や地域活性化のために自主的・主体的に取り組む活動のこと
- (※) いきいき自治会／出水市住民基本台帳に登録された自治会加入人口のうち65歳以上の割合が、5割以上かつ加入世帯が概ね30世帯以内で構成された自治会の総称

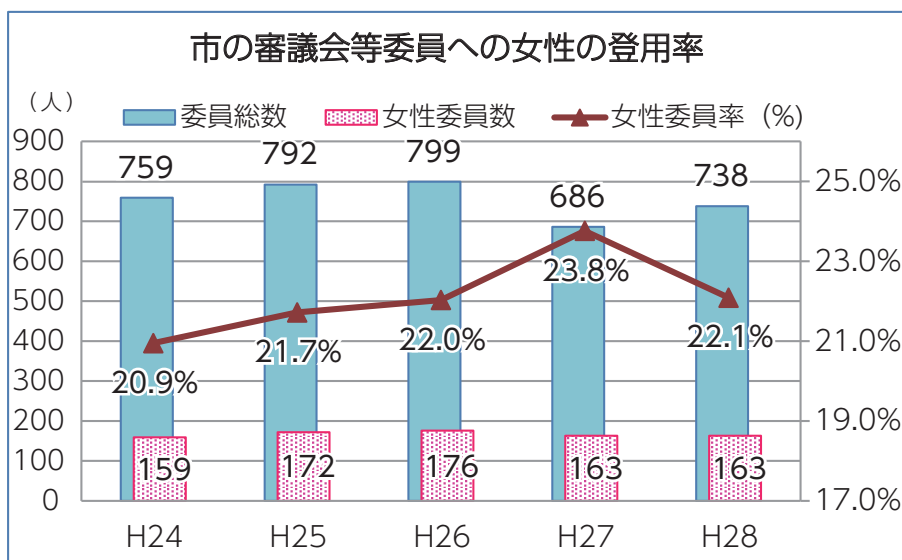
第3節 人権の尊重と男女共同参画の推進

現況と課題

人は生まれながらにして自由・平等であり、人間として尊ばれ、幸せに生きる権利を有しています。しかし、社会生活においては、女性、子ども、高齢者、障がい者、在住外国人などに関する様々な人権課題が存在しています。

また、インターネットの普及等による社会の変化により、新たな人権課題が生まれ、その多様化が進んでいます。

人々の差別意識をなくし、市民一人ひとりに人権が正しく理解されるためには、あらゆる場において人権教育・啓発活動を展開するとともに、人権感覚^(※)の高揚と男女共同参画の理念の理解・浸透を図っていく必要があります。



資料：企画政策課

基本的方向

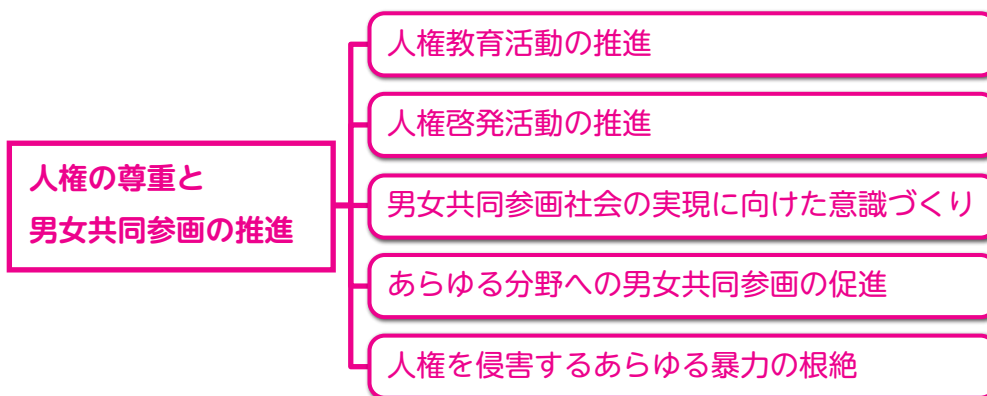
人権が尊重される社会の実現に向け、人権に対する正しい理解を促し、人権感覚の高揚を図るため、人権教育・啓発活動を推進します。

また、男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画の視点に立った慣行の見直しなど、男女共同参画に関する認識を深めるための広報・啓発に取り組めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
「男女共同参画社会」という用語の周知度【男女共同参画に関する市民意識調査】	78.7%	100%
市の審議会等委員への女性の登用率	22.1%	30%

施策の体系



施策の概要

1 人権教育活動の推進

人権教育は全ての教育の基本という認識の下、学校、家庭、職場、地域社会等あらゆる場において人権教育活動を推進し、人権課題に対する正しい理解の浸透を図ります。

2 人権啓発活動の推進

人権週間や人権啓発強調月間等の機会を通じ人権課題の啓発・広報活動を行い、市民の人権感覚の高揚に努め、また、人権相談等を通して様々な人権課題の解決を図ります。

3 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現の大きな阻害要因の一つである固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する正しい理解を深め、定着させるための意識啓発と分かりやすい広報に努めます。

4 あらゆる分野への男女共同参画の促進

施策や方針決定過程の場において、男女双方の意見が対等に反映され、多様な価値観と発想が取り入れられるよう、女性の参画拡大を図るとともに、男女がともに参画する必要性・意義について学習機会や情報の提供に努めます。

5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということを市民一人ひとりが認識し、暴力を容認しない社会の実現に向けて人権教育・啓発活動を行います。

また、関係機関との連携を図り、悩みを持つ人が安心して相談できるよう、支援体制の充実を図ります。

市民の役割

あらゆる機会を通して、人権及び男女共同参画についての正しい理解を深めます。

(※) 人権感覚／人権の価値やその重要性を考えた上で人権が守られ、実現されている状態を感知してこれを望ましいものと感じるとともに、逆にこれが侵害されている状態を感知して、このままではいけない、許せないというような価値志向的な感覚のこと

関係計画等

計画名	第2次出水市男女共同参画計画
策定年月	平成30年3月
計画期間	平成30年度～平成34年度（5年間）
所管課	企画政策課

第4節 時代の変化に対応した行政運営体制の構築

現況と課題

人口減少や少子高齢化の急速な進展など様々な社会情勢の変化や時代の要請に的確に対応していくために、より効果的な事業選択と効率的な行政運営に取り組む必要があります。このために、職員数の適正化を図りつつ、市民ニーズにスピード感を持って的確に対応できるよう組織機構を適宜見直すとともに、民間活力の導入をより一層推進する必要があります。さらに、これらに対応できる人材の育成が重要な課題となっています。

また、長期的に継続可能な行政運営が求められている中で、将来的な人口規模・財政規模にふさわしい公共施設の配置を進めていく必要があります。

基本的方向

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、組織機構を適宜見直すとともに、職員数の適正化に取り組みます。

個々の能力を最大限発揮できるよう人材育成基本方針を見直し、質の高い、効果的な研修を継続して実施していきます。

また、職員の勤務意欲を向上させるため、能力を発揮し、実績を上げた職員を公平・公正に評価し、処遇面に反映させるよう人事・給与制度の見直しを図ります。

公の施設の管理運営や行政事務全般にわたって、行政が直接実施すべきか十分検証し、市民サービスの向上と経費節減が見込まれるものについては、積極的に民間活力の導入を推進します。

公共施設の配置及び整備については、将来にわたる施設需要の動向を見据えたうえで、地域の実情に応じた規模の適正化や用途変更による有効活用を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
市役所等の窓口対応について「満足」「やや満足」の割合【市民意識調査】	40.8%	70%
公共施設の総床面積の削減割合	0%	10%

施策の体系

時代の変化に対応した
行政運営体制の構築

時代に即した行政組織・機構の確立

時代に即応する人材の育成

民間活力の導入

公共施設の適正配置

施策の概要

1 時代に即した行政組織・機構の確立

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、随時、組織機構の見直しを行うとともに、職員数の適正化を図ります。また、健全な行財政運営を持続的に実現するため、行政評価を行い、その評価を基に事務事業の見直しを行い、積極的に民間活力の導入を推進しながら市政運営の円滑化に努めます。

2 時代に即応する人材の育成

職員の意識改革と能力開発を促し、時代の要請や市民ニーズに的確かつ迅速に応えられる人材の育成に努めます。また、人事評価研修を毎年度実施し、人事評価制度の信頼性の確保に努めるとともに、評価結果を給与等の処遇に反映させるよう評価体制の確立を図ります。

3 民間活力の導入

公の施設の管理運営については、施設運営経費の節減、市民サービスの充実等のために、民営化や指定管理者制度等の推進を図ります。また、行政事務全般にわたって高度化・多様化する行政課題や市民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、民間事業者等の資金・経営能力及び技術的能力を行政サービスに最大限活用した民間活力の導入の推進を図ります。

4 公共施設の適正配置

公共施設の配置及び整備については、健全な行財政運営の確保に十分配慮し、既存施設の効率的利活用や必要性を検討しながら、利用者のニーズの変化に対応した有効活用に努めます。

また、整備する施設は整備効果の高いものに絞り、施設の統廃合を除き、原則として新規建設は行わないものとします。

市民の役割

公共サービスの担い手として、民間の持つ能力や技術等を積極的に提供します。

関係計画等

計画名	研修基本方針
策定年月	平成18年4月
計画期間	平成18年度～（随時見直し）
所管課	総務課

計画名	出水市人材育成基本方針
策定年月	平成19年3月
計画期間	平成19年度～（随時見直し）
所管課	総務課

計画名	出水市組織機構改革基本方針
策定年月	平成25年3月
計画期間	平成24年度～（随時見直し）
所管課	企画政策課

計画名	出水市職員定員適正化計画
策定年月	平成25年3月
計画期間	平成24年度～平成30年度（次期計画検討中）
所管課	企画政策課

計画名	出水市公共施設適正配置計画
策定年月	平成27年9月
計画期間	平成27年度～平成66年度（10年毎見直し）
所管課	企画政策課

計画名	出水市公共施設等保全計画
策定年月	平成28年3月
計画期間	平成27年度～平成66年度（10年毎見直し）
所管課	企画政策課

第5節 健全な財政運営の確保

現況と課題

本市の財政状況は、これまでの行政改革の取組や地方財政対策等により安定した財政状況となっていますが、普通交付税の合併算定替えによる優遇措置が平成28年度から段階的に減少し平成32年度までで終了することや、本庁舎整備事業や北薩広域行政事務組合の新焼却処分場整備等による公債費の増加、病院事業の経営状況、公共施設のマネジメントに係る施設の改修費等、財政運営に影響を与える要因を見通しながらの取組が必要となっています。

このような中、平成28年2月に策定した「出水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少対策への取組を進め、魅力ある出水市の創生を図ることが喫緊の課題となっています。市政発展に向けたこれらの重要課題に対する早期かつ的確な施策を展開するためには、安定した財政基盤の確立・維持を併せて推進することが重要となっています。

公営企業等については、健全経営に向けた経営改善が課題となっています。

上下水道事業では、施設の老朽化が進んでおり、更新・維持管理に係る経費が今後膨らむことが見込まれることから、料金値上げ等を含めて収益確保の取組を検討する必要があります。

また、病院事業にあっては、新医師臨床研修制度の影響による医師不足等により、一般会計からの貸付金等の支援を受けなければ経営できない非常に厳しい状況にあります。

○財政状況の推移

年次	H24	H25	H26	H27	H28
財政力指数 ^(※)	0.36	0.37	0.37	0.38	0.38
経常収支比率 ^(※) (%)	86.1	87.5	90.5	89.4	91.1
実質公債費比率 ^(※) (%)	10.9	9.7	8.6	7.7	7.6
将来負担比率 ^(※) (%)	14.1	-	-	-	-
実質赤字比率 ^(※) (%)	-	-	-	-	-

資料：財政課

- (※) 財政力指数／基準財政収入額（標準的な状態で入る税収等）を基準財政需要額（標準的な行政を行ったときに市に必要とされるお金）で割った数値です。収入額が需要額より大きいと「1」を超え、数値が大きいほど財政力が強いことを示す。
- (※) 経常収支比率／経常的な支出に充てられた財源が、経常的な収入のうちどれくらいであったかを示す割合。比率が低いほど財政に自由度があることを示す。
- (※) 実質公債費比率／借金返済のためのお金が、通常見込まれる収入に占める割合のことで、過去3年間を平均して算出される比率。
- (※) 将来負担比率／地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。将来負担比率が0%以下とは、負債額を上回る充当可能な財源を確保している状態のこと。
- (※) 実質赤字比率／一般会計の歳入から歳出を差し引いた額が赤字になる場合に、この赤字額が標準財政規模（地方公共団体が標準的な状態で、通常見込まれる収入の規模）に占める割合。本市では、歳入から歳出を差し引いた額がプラスなので、実質赤字比率は算出されていない。

健全化判断比率

	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化比率	25.0%	350.0%
財政再生基準	35.0%	

基本的方向

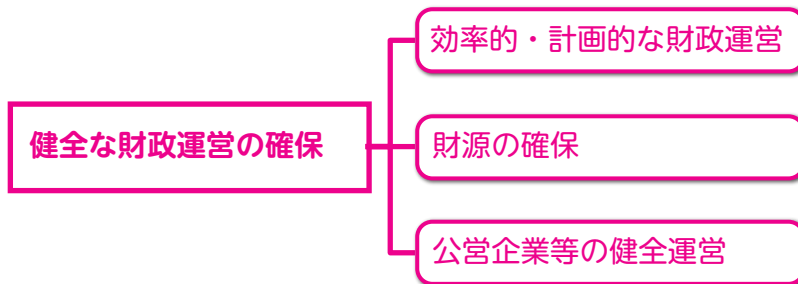
中長期的な財政見通しを把握しながら、効率的・計画的な財政運営に努めることを基本とし、財源の確保については、市税をはじめとする自主財源の確実な収納に努めるとともに、ふるさと納税制度の趣旨に沿って市外からの寄附受入れに努めます。

公営企業等については、独立採算を基本とした健全経営のため、上下水道事業での収益確保や適切な施設の維持管理、更なる経営改善を進めます。病院事業については、更なる経営改善に努めながら一般会計からの支援に頼らない経営に取り組みます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
実質公債費比率	7.6%	10.0%以下
将来負担比率	0%以下	0%以下
出水市ツルと歴史のまち応援基金寄附金（ふるさと納税）	18,677 千円	100,000 千円

施策の体系



施策の概要

1 効率的・計画的な財政運営

必要な施策・事業の着実な推進と、財政の健全化による持続可能な行財政基盤の構築の両立が必要であることを踏まえ、将来にわたって健全な財政運営を行うため、中長期的な財政計画を策定し、計画期間中であっても、国の地方財政対策の動向や市民ニーズを注視しながら柔軟に財政計画を見直すことで、適時的確な財政運営を図ります。

また、限られた財源の中での効率的な事業推進のため、これまでの取組や成果を検証し、国が示す統一的な基準による財務書類等（貸借対照表、行政コスト計算書等）の整備を進め、これらを活用しながら、市民目線、成果重視の視点を持ち事業の評価、見直しを徹底します。

2 財源の確保

主な自主財源である市税は、課税客体の実態を的確に把握し、公平公正な課税に努めるとともに、市民の納税意識の高揚と収納率の向上を図ります。

また、各種市民サービスの対価として徴収する使用料、手数料、分担金及び負担金については、受益者負担の原則に基づき、公平公正な視点から適正化に努めます。

さらに、ふるさと納税制度の趣旨に沿って出水市ツルと歴史のまち応援基金への市外からの寄附受入れに努めます。

3 公営企業等の健全運営

独立採算の原則に基づく経営が可能となるよう健全経営に向けた経営改善を進めます。

上水道事業については、施設の統廃合など効率化を図り、収益性の確保に努めることとし、中長期的な収支見通しの下に、適正な料金水準となるよう見直し、経営の安定化を図ります。

下水道事業については、適切な維持管理業務による経費削減に加え、水洗化率の向上や料金水準の適正化等による収益確保に努めます。また、公営企業会計の適用により、経営状況の把握・分析、課題の抽出、対策の検討を行い、安定した下水道の経営に取り組みます。

病院事業については、地域医療の拠点として市民に安定的に医療サービスを提供するため、医師招へいや経営改善を強化します。

また、病院のあり方に対する市民の意見や病院経営の専門家等の意見を踏まえ、病院の規模や経営形態の見直しに取り組みます。

市民の役割

- 1 市税等の納期内納付に努めます。
- 2 各種市民サービス等の受益に基づき、応分の負担をします。
- 3 納税者であることを常に意識しながら、市税の使われ方に関心を持ち、市の施策や事業、財政状況等の情報収集に努めます。

関係計画等

計画名	出水市水道事業中期経営計画
策定年月	平成28年3月
計画期間	平成28年度～平成32年度
所管課	水道課

計画名	出水市病院改革プラン
策定年月	平成29年3月
計画期間	平成29年度～平成32年度
所管課	出水総合医療センター 経営企画課

第6節 情報・通信基盤の整備

現況と課題

本市では、より快適な市民生活を実現するため、ICT（情報通信技術）の利活用を推進する必要がありますが、超高速通信網の整備がなされていない地域が残されています。

また、行政事務においては、情報の共有化等による業務の効率化を図っていますが、今後更に情報システムの高度化を推進する必要があります。

一方、情報通信システムの安全対策については、外部からの不正アクセス等を防ぐため、庁内のネットワークをインターネットから分離するなどの対応を行っていますが、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の運用に伴う情報セキュリティ強化が課題となっています。

また、大規模災害等の発生によって、情報システムの停止やデータ喪失が起こり、業務が停滞することのないよう対策が必要となっています。

基本的方向

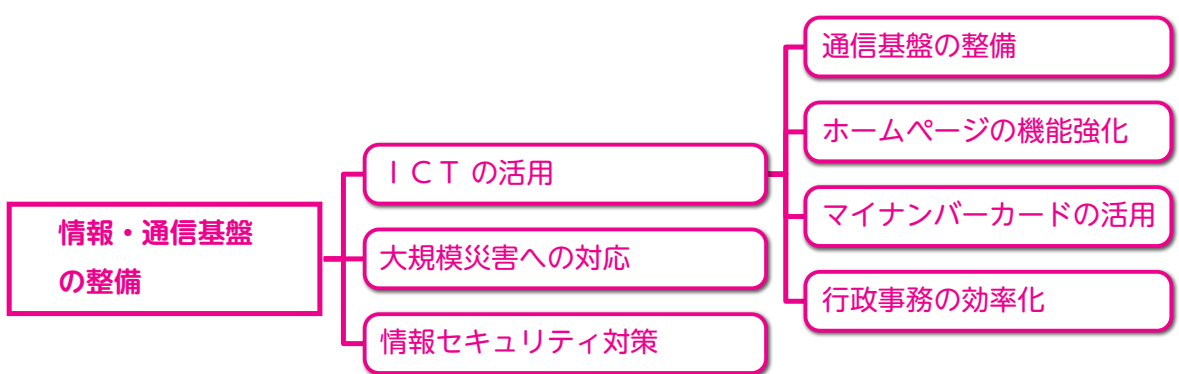
市民が多様な情報サービスを、いつでもどこでも利用できる環境づくりに努め、市ホームページの機能強化及びマイナンバーカード（個人番号カード）の活用など、ICTを活用した住民サービスの向上を図ります。

さらに、大規模災害時の迅速な情報システムの復旧を実現するための対策に取り組むとともに、情報セキュリティ対策を徹底します。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
マイナンバーカード交付枚数	4,647 枚 (8.6%)	10,000 枚 (19.2%)

施策の体系



施策の概要

1 ICTの活用

(1) 通信基盤の整備

国県等の補助事業などを活用し、生活の中で快適な情報通信環境が整備されるよう推進を図ります。

(2) ホームページの機能強化

高齢者や障がい者を含む誰もが支障なくホームページを利用できるよう機能強化を図ります。

(3) マイナンバーカードの活用

証明書コンビニ交付^(※)やマイナポータル^(※)等を活用した市民サービスの拡充に努め、マイナンバーカードの普及を推進します。

(4) 行政事務の効率化

電子申請の利用など、ICTの機能的かつ効果的な活用方法を検討し、市民の利便性の向上及び事務の効率化を図ります。

2 大規模災害への対応

大規模災害時に行政事務をできる限り中断させず、中断した場合も早急に復旧できるよう、情報システム基盤の整備を推進します。

3 情報セキュリティ対策

情報漏えい対策等を徹底するとともに、職員に対する情報セキュリティ教育を定期的実施します。

また、情報セキュリティを脅かす事象に迅速かつ的確に対応する体制を強化し、定期的な訓練を実施します。

市民の役割

- 1 行政情報等の収集のためホームページを利用します。
- 2 インターネット利用等におけるモラルを守ります。
- 3 マイナンバーカードを取得し利用します。

(※) 証明書コンビニ交付/マイナンバーカード（又は住民基本台帳カード）を利用して市区町村が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）が全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるサービスのこと。出水市では住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書が取得できる。

(※) マイナポータル/マイナンバー制度において、政府がインターネット上で運営するオンラインサービスのこと。行政機関が保有する自分の特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の内容やそのやり取りの記録、自分への通知などをパソコンや携帯端末を利用して閲覧できる。